

新型コロナウイルス感染症が私たちの生活を脅かす中、ハンセン病者の隔離を定めたい予防法廃止から二十五年、回復者が国家政策の誤りを訴えたハンセン病国家賠償請求訴訟熊本地裁判決から二十年の節目の年を迎えた。とりわけ国賠訴訟での原告勝訴は、ハンセン病問題に大きな社会的関心が寄せられるきっかけとなり、その後の国や自治体による政策の「検証」やハンセン病問題基本法の制定へと至った。

国賠訴訟を勝利に導いた背景のひとつには、一九八〇～九〇年代のハンセン病の歴史研究の進展があった。ハンセン病者救済に尽くした人物を「顕彰」する「救らい」の歴史像は、病者の人権の視点から近現代日本のハンセン病政策を「検証」する歴史像へと転換を遂げていた。勝訴判決は、そのような研究成果が現実を動かした歴史的瞬間でもあった。

一方で二〇〇〇年代以降、近

患者自治の歴史が問うもの

廣川和花

重症者の看護作業を軽症者ではなく職員が行うよう求めて座り込む患者たち＝1964年6月、静岡県駿河療養所で（駿河療養所入所者自治会提供）



現代日本のハンセン病の歴史や病者の経験についての、「検証」にとどまらない研究成果や証言記録が生み出されてきた。そこでは、国賠訴訟のインパクトの陰に隠れがちな戦後の運動の歩みや、戦前以来脈々と続いてきた療養所での患者自治の営みが明らかにされてきた。

一九〇九年に開設されたハンセン病療養所のひとつ、大阪の

戦前から続く「共助」

全会一致「例外」の苦悩

外島保養院では、自分たちの生きる場をよりよいものに変えていこうとする患者たちの「相愛互助」の精神が、自治の仕組みを作り上げていった。かれらは、施設側から請け負った所内の業務を適性に応じて割り振り、自分たちで売店を経営し、その利益を重病者など弱い立場の者に分配した。病んで故郷を離れ、療養所で生きざるを得なかった人々が実践した自治は、現在の日本社会に、自助とは、共助とは何なのかと静かに問う。

外島保養院の自治の取り組みは、他の療養所にも広がりを見せた。収容者数が増えれば増えるほど、患者集団を束ねるための自治は、施設側にとっても導入が不可避なものとなっていったのである。戦時期にはいったん自治が返上されたものの、戦後に全国の療養所を横断して組織された全国国立療養所患者協議会（のちの全患協、現在の全療協）は、治療薬の獲得運動やらい予防法反対闘争などをたたかい、日本の患者運動の先駆となった。その後の運動では、

療養所での生活改善に重点をおいた。

全療協は結成以来、多数決ではなく全支部一致での意思決定の原則を守ってきた。外島の自治以来、集団としての意思統一を図るための困難に満ちた経験から生まれたのがこの原則であった。その例外となったのが、実はらい予防法の廃止を目指す運動に取り組み決定（一九九一年）と、熊本地裁判決直前の国賠訴訟支持の意思決定だった。現在から見れば、これらは奇妙に映るかもしれない。しかし、療養所という生活基盤の喪失が危ぶまれたらい予防法廃止と、全療協と原告との間で「ボタンの掛け違い」が生じていた国賠訴訟の支持は、全療協にとってはそのほどまでに重い、苦渋の決断であったのだ。ハンセン病の当事者運動が、こうした苦しみ克服しながら決して分裂することなく継続してきたことも忘れないようにしたい。その歴史は、さまざまな場で粘り強い対話を重ねて合意を形成することの難しさと大切さをも、私たちに教えてくれる。

全国十三カ所の国立ハンセン病療養所の入所者数は千九百人、平均年齢は八六・三歳（昨年五月時点）。歴史をたどる手がかりは記録だけになる時が迫っている。ハンセン病の歴史資料の保存と利用の仕組み作りと専門家の育成は、喫緊の課題である。

（ひろかわ・わか＝専修大教授、日本近代医学史）